



皆様いかがお過ごしでしょうか^^

日中はとても暖かくなってきましたね。

しか～し！花粉が飛んでいるせいか、花がムズムズします(;△;)。せっかくコロナも落ち着いてきたのですが、今度は花粉症対策でマスクが手放せません…(^;トホホ

## 1 社会保険料の改定について

**対象：社会保険に加入のお客様**

**3月分(4月納付分)から社会保険料率が改定となります。**今回は、40歳未満及び65歳以上の方の健康保険料率が0.18%ほど低下します。今まで、保険料率は上昇の一途だけでしたのでとても珍しいですね！変更月は4月支払分の給料からです。

給与から徴収する保険料率を変更するのをお忘れの無いようにお願いします。

※改定後の保険料額表を添付しますのでご覧ください。

※40歳から64歳までの方の健康保険料率及び厚生年金保険料率には変更はございません。

## 2 インボイス対応の請求書になっ

**ていますか？**

**対象：適格請求書発行事業者に登録の方  
(若しくはその予定の方)**

いよいよ令和5年10月1日よりインボイス制度が始まります。皆様、ご準備はお済でしょうか？特に、適格請求書発行事業者に登録された方はインボイス＝正式な請求書を発行しなければなりませんのでご注意ください。インボイスには登録番号の他、氏名や取引年月日、取引内容など基本的な事項を

記載しなければなりません、特に重要なのが、金額と消費税です。

インボイスのルール上、

①税抜取引価格または税込取引価額を税率ごとに合計した金額

②上記に対する消費税額及び消費税率を記載しなければなりません。

具体的な事例は下記の通りです。

### (1)税抜金額で取引額を表示するケース

10%対象	50,000 円	消費税	5,000 円
8%対象	30,000 円	消費税	2,400 円
合計請求金額		87,400 円	

※法令上、合計請求金額を記載することを求められていませんが、実務上、合計金額を記載するのが通常かと思えます。

### (2)税込取引金額を表示するケース

10%対象	55,000 円	(内消費税	5,000 円)
8%対象	32,400 円	(内消費税	2,400 円)
合計請求金額		87,400 円	

インボイス制度に加入の方は、自社で発行する請求書に取引金額が税率ごとに区分されているか、消費税額が税率ごとに区分して記載されているか確認をしてみてください。

## 3 元帳の価格を値下げします！

様々な物価が上昇しておりますが、再生トナーの活用などにより元帳の価格を下げることに致しました！令和5年4月1日分より元帳は@10円と致します。ヽ(\*´▽´\*)ノワイ